

# みんなで築こう 人権の世紀

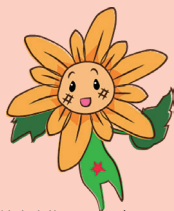
～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

## 令和元年度長崎市人権問題講演会を開催しました！

明日を笑顔で迎えるために ～命を輝かせる心のストレッチ～

長崎市では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現を目指して、市民のみなさまに人権への関心を高め、理解と認識を深めていただくため、毎年、人権問題講演会を開催しています。

今回は、声優・歌手・劇作家の佐久間レイさんにご講演いただきました。ご自身の経験や女性が生き生きと生きるヒント、自分と向き合う本当の意味、いじめの正体などについて、歌や朗読劇を交えてお話しいただきました。



長崎市人権イメージキャラクター  
ヒマワリさん

参加者からは、「心のストレッチができた」、「自分にできることを少しでもしていきたい」、「前向きな人生を送っていきたい」等の言葉が多く寄せられ、とても貴重な時間を会場全体で共有することができました。



佐久間 レイさん

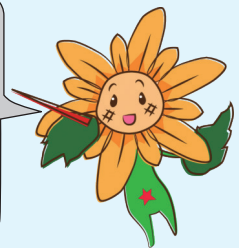
## 「児童の権利に関する条約」って知っていますか？



いじめや体罰、児童虐待……。近年、子どもに関する悲しいニュースが後を絶たないけど、子どもの人権ってどうなっているの？

そういう条約があるのですね。子どもたちには**具体的**にはどのような権利があるのかな？

世界の子どもの権利の尊重と確保の観点から、必要な事項を詳細かつ具体的に規定した、「**児童の権利に関する条約**」があるのですよ。



### 生きる権利

すべての子どもの命が守られること



### 育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること。



### 守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



子どもに関わる全ての人が、この**4**つの権利が実現されるよう取り組むことが大切です。では、長崎市の取り組みを見ていきましょう！

# る社会を目指すには…？

少子化、核家族化、共働き家庭の一般化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。それに伴い、児童虐待・体罰、いじめ、子どもの貧困など、子どもの人権を脅かす問題も発生している現状があります。今回は、**児童虐待**について見ていきましょう。

## 児童虐待の4つの類型

叩く、蹴るといった暴行を加えることだけが児童虐待ではありません。児童虐待は次の4つに分類されます。これらは単独ではなく、重複していることもあります。



### 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど。

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など。

### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど。

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

## 虐待をしてしまいそうなときは…

子育てにおいて、しつこく称して叩いたり、怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。育児の負担を一人で抱え込まずに、まずは相談してみましょう。

**児童相談所全国共通ダイヤル**

189 (いちはやく)

**長崎市子育て支援課**

☎ 095-829-1270

※月～金 8:45～17:30

※☎・来所相談



## 心がつらくて誰かに相談したいときは…

耐え難い苦痛を感じていて、心が辛かったら、様々な相談窓口があります。

**子どもの人権 110番**

☎ 0120-007-110 ※全国共通・無料

**チャイルドライン**

☎ 0120-99-7777 ※毎日 16:00～21:00

**ヤングテレホン**

☎ 0120-786-714 ※月～金 9:00～17:45

**こども総合相談**

☎ 095-825-5624 ※月～金 8:45～17:30

☎ 095-822-8573 ※☎・来所・Email相談



## 「虐待かも」と思ったときは…

虐待の防止は、児童相談所や市町村などの公的機関だけで行えるものではありません。「虐待かも」と感じたら、勇気を出して通告しましょう。虐待が発見できず、子どもが命を落としてしまうことになっては遅いのです。

**児童相談所全国共通ダイヤル**

189 (いちはやく)

**長崎こども・女性・障害者支援センター**

☎ 095-844-6166



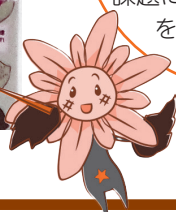
## 権擁護委員の皆さん (R2.1.1 現在 50 音順)

部	赤木 幸仁	鮎川 泰輔	大岩 道子
ブ	栗山 洋子	黒岩 英一	椎木 紀子
和	田中 久美子	田中 直子	寺井 徳子
龍	中島 昭次	永田 康文	永間 逸男
子	濱田 和英	福田 誠司	松村 正信
重	山外 博司	行武 恭信	



「人権の花」運動成果品展示の様子

委員のみなさんは、**子どもの人権部会、男女共同参画部会、高齢者・障がい者の人権部会**のいずれかに所属し、各人権課題についての取り組みをされています。



# 子どもの人権が尊重される

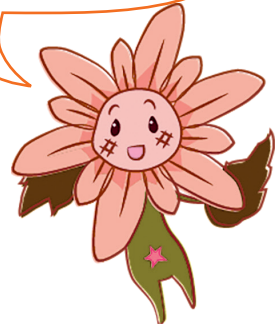


長崎市にも、「児童の権利に関する条約」のような子どもを守る決まりがあるのかな？

## 長崎市子どもを守る条例

この条例は、いじめ等（いじめ、児童虐待、体罰など子どもの心身に重大な影響を及ぼすもの）から子どもを守るため、子どもに対するいじめ等の防止、早期発見や対処（以下「いじめ等の防止等」）について基本的な考え方を定め、**市、保護者、市民、事業者、学校や学び学ぶ施設**の役割を明らかにするとともに、いじめ等の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えることを目的としています。

市、保護者、市民、事業者、  
学校、学び学ぶ施設…  
地域全体で子どもを育てていくなだね！



## 第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画に基づく子どもに関する取組

長崎市では、一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現をめざし、様々な課題について、「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関係団体のみなさんと連携・協力しながら、各種施策に取り組んでいます。今回はその中から、子どもに関する取組を2つ紹介します。

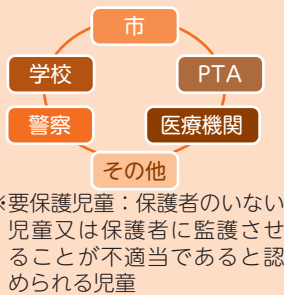
### ① 「要保護児童がいる家庭への各関係機関と連携した支援」

児童虐待の相談内容は年々複雑化しており、改善に向けて時間を要するケースが増加しています。

必要に応じて要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図る親子支援ネットワーク地域協議会において個別ケース会議を開催し、学校等の各関係機関と連携し、より適切な支援・対応に努めています。

計画の目標達成状況（H30年度）

区分	児童虐待相談で改善した割合
目標値	81.6%
実績値	85.9%
達成率	105.3%



### ② 「いじめ、不登校、障害のある児童・生徒の相談対応」

長崎市では、児童生徒が抱える諸問題の相談を、教育研究所職員、教育相談員、早期支援コーディネーターなどの専門的な人たちでお受けしています。電話、来所、訪問による相談活動で問題の解決を図るよう努めています。

計画の目標達成状況（H30年度）

区分	対応件数
目標値	7,500件
実績値	7,723件
達成率	103.0%



### みんなに身近な相談者 ～人権擁護委員さん～

人権擁護委員について、皆さん知っていますか？  
人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の方々で、地域の皆さんの人権相談や問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

### このような相談に応じています

- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- パワーハラスメントを受けた
- 家庭内暴力を受けた
- 体罰、いじめを受けた
- 差別を受けた
- インターネット上で誹謗中傷された

※様々な相談方法があります。  
(相談先については、裏面相談窓口一覧参照)

### 長崎市の人権擁護委員

合 澤 憲一郎
片 山 シノブ
杉 本 良 和
中 路 秀 龍
野々村 直 子
宮 地 一 重

**アマランス相談（相談専用電話）095-826-4417 長崎市人権男女共同参画室**

夫婦や家族、恋人のこと、職場や地域での人間関係、セクハラ、DVなど。

- 女性相談員一般相談 ※予約優先 毎日 10:00～12:00/13:00～16:00 (12/29～1/3を除く)  
・水曜日は夜間電話相談も行っていきます。水曜日 18:00～20:00 (祝日・12/29～1/3を除く)
- 法律相談 ※一般相談後、要予約 金曜日 13:00～16:00 (祝日・12/29～1/3を除く)
- 心の健康相談 ※予約優先 月2回木曜日 13:00～16:00



相談種別	機関名	電話番号	備考（相談できる時間帯・内容等）
人権擁護委員への窓口相談	長崎地方法務局 人権擁護課 (常設人権相談所)	820-5982	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：30～17：15 〒850-8507 長崎市万才町 8-16
人権擁護委員への電話相談 ※全国共通ダイヤル	みんなの人権 110 番	0570-003-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：30～17：15
	子どもの人権 110 番	0120-007-110	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：30～17：15 ※通話料無料
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：30～17：15
	外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：00～17：00 対応言語：英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語
こどもに関すること	こども総合相談 (長崎市子育て支援課)	825-5624 822-8573	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：45～17：30 子育て全般 ※Eメール相談(子育て応援情報サイト「イーカオ」)
	長崎市教育研究所	0120-556-275	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：00～17：00 いじめ、不登校、ひきこもり等 ※通話料無料
高齢者に関すること	虐待相談専用電話 (長崎市高齢者すこやか支援課)	827-6499	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：45～17：30 (土日祝日は市役所代表TEL：822-8888) 高齢者への虐待
福祉に関すること	長崎市障害福祉課	829-1141	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：45～17：30 障害のある方のためのサービス等
	障害者虐待防止センター (長崎市障害福祉課)	829-1800	24時間対応 障害のある方への虐待
	長崎市中央総合事務所 生活福祉1課、生活福祉2課	829-1144	
	長崎市東総合事務所 地域福祉課	894-1247	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：45～17：30 生活保護に関すること
	長崎市南総合事務所 地域福祉課	898-7860	
	長崎市北総合事務所 地域福祉課	814-3400	
	長崎市生活支援相談センター (長崎市社会福祉協議会)	828-0028	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：00～17：00 生活費や仕事に関すること
外国人に関すること	国際法務相談 (長崎市国際課)	842-3783	第2木曜日(8月のみ第1木曜日)14:30～16:30 在留資格・永住・帰化手続き等 ※通訳(英・中・韓)が必要な場合は要予約
感染症等に関すること	長崎市地域保健課	829-1153	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：45～17：30 HIV（エイズ）等、感染症に関すること
被爆者に関すること	長崎市原爆被爆対策部 援護課	829-1149	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：45～17：30 被爆者の健康や生活に関すること
その他	市民相談窓口 (長崎市自治振興課)	829-1231	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8：45～12：00、13：00～17：30 市政相談、一般相談 ※その他の専門相談（法律相談等）は日時が異なるため 市民相談窓口（自治振興課）へお問い合わせください。
	消費生活相談専用電話 (長崎市消費者センター)	829-1234	火～日曜日、祝日（年末年始を除く。月曜日が祝日の場合はその翌平日が休み）10：00～17：00 悪質商法、多重債務など消費生活に関する相談

●機関名・電話番号・相談できる時間帯等は変更になる場合があります。各機関にお問い合わせください。

**本人通知制度に登録しませんか？**

長崎市では、平成28年10月から住民票の写し等の交付に係る本人通知制度を実施しています。

本人通知制度により、証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的としています。

**登録申込受付場所** 地域センター（黒崎・池島、長浦事務所を含む）  
※郵送での申込可

**お問い合わせ先** 長崎市役所代表あじさいコール TEL 095-822-8888

※登録、通知にかかる手数料はかかりません。

**本人通知制度ってどんな制度??**

住民票などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に事前登録者にお知らせする制度です。

**登録に必要なものは??**

- 本人通知制度登録申込書（各地域センターに設置）
- 本人確認書類（運転免許証など）



ヘイトスピーチ、**許さない。**

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

法務省人権擁護局・  
全国人権擁護委員連合会

